忘れていませんか? 歯科

~事業場の労働者の人数に係わらず 労基署への実施報告が義務化されました~

健診です。 健診ではその

征状が業務に起因するも

いての診査、

診断を行う

深く係わる健康問題につ などの非個人的な要因が 事業場、業務、

有害物質

行う健診ではありません。 歯や歯周病などの管理を

労働者に対する歯科健診 <一定の業務に従事する の場所で事務作業をして

いる方も健診対象者です。 、歯科健診の実施頻度〉

医師による健診を行わな する労働者に対し、 政令に定めるものに従事 事業者は有害な業務で、 歯科 その後6カ月以内ごとに 雇い入れの際、 ー回、定期に歯科医師に に従事する労働者に対し 、の配置替えの際、及び 事業者は、有害な業務 有害業務

施義務があります。 従事する方が1人でも実 法6条3)。有害業務に ければなりません(安衛 よる健診を行わなければ なりません (安衛則48

<事業で使っていません

ッ化水素・黄りん・そ 硝酸・硫酸・亜硫酸・ 有害な業務とは、塩酸

組織に有害な物のガス、 粉じんを発散する 歯またはその支持 今までは、労基署への

数に係わらず実施報告が 和4年10月からは労働者 るのは労働者数が50人以 健診結果の報告義務があ 上の事業場でしたが、

衛令22条3)。「場所」

に対する義務なので、そ

4 月 18

日は、よい強の日

場所における業務です(安

石製品製造、非金属製造

ます。更にその結果を作 のか否かを鑑別し管理し

通して労働災害発生防止 業環境管理や作業管理を

に繋げるようにしていま

義務化されました。

<産業の場で使われてい 作業現場では約7万種 業に多く見られます(厚 かないうちに健康を害し 労省・令和2年)。 気づ

る化学物質>

工場やバッテリー工場な

どの化学工場、窯業、

増加しています。

メッキ

の化学物質が扱われ年を

ているかもしれません。

事業場の歯科健診は虫

ハ事業場の歯科特殊健診 科医師会 (鶴岡地区歯科医師会) (参考文献・日本歯

仕事で使っていませんか?

事業所~令和4年10月の 督署への報告義務のある 、歯科健診の労働基準監

HNO: HCI HF H₂SO₃ P₄ H₂SO₄ 有害な業務とは、塩酸・硝酸・硫酸・亜硫 酸・フッ化水素・黄りん・その他、歯また

はその支持組織に有害な物のガス、 蒸気ま たは粉じんを発散する場所における業務

(労働安全衛生法施行令第22条)

歯科医師による健康診断 事業者は、有害な業務に従事する労働者に対し、雇入 れの際、有害業務への配置替えの際、および当該業務 ついた後6ヶ月以内ごとに1回、定期に歯科医師に よる健康診断を行わなければならない

(労働安全衛生規則第48条)